

## 令和 5 年度所定疾患施設療養費の算定状況について

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

### 〈算定条件〉

#### 所定疾患施設療養費（Ⅰ）

1. 肺炎等による治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投、検査、注射、処置が行われた場合に、1 回に連続する 7 日を限定とし、月 1 回に限り算定するものであるため、1 月に連続しない 1 日を 7 回算定することは、認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
  - イ) 肺炎
  - ロ) 尿路感染症
  - ハ) 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り）
4. 算定する場合にあたっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表すること。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

#### 所定疾患施設療養費（Ⅱ）

1. 肺炎等による治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置が行われた場合に、1 回に連続する 7 日を限定とし、月 1 回に限り算定するものであるため、1 月に連続しない 1 日を 7 回算定することは、認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者は次のとおりであること。
  - イ) 肺炎
  - ロ) 尿路感染症
  - ハ) 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

## 二) 蜂窩織炎

4. 算定する場合にあたっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に着さしておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用にあたっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査、診断、治療のに関するガイドライン等を参考にすること。
5. 請求に関して、給付費明細書の適用欄に、診断、行った検査、治療内容等を記入すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
7. 当該介護保険施設サービスを行う、介護老人保健施設の医師が、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

### 〈令和 5 年度 所定疾患施設療養費（Ⅰ）〉

病名	件数	日数
肺炎	4	25
尿路感染症	64	391
带状疱疹	0	0
蜂窩織炎	7	44

### 〈令和 5 年度 所定疾患施設療養費（Ⅱ）〉

ありません